

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年7月14日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年7月28日から同年8月17日まで縦覧に供する。

平成21年7月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中北地区	坂出市環境経済部農 林水産課
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 片山南地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大洲地区	”